

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	26-2
許認可等の種類	死体の焼却等の義務を免除する許可			
根拠法令条例等・条項	家畜伝染病予防法第21条1項(昭和26年5月31日、法律第166号)			
許認可等の概要	法第21条第1項に掲げる患畜又は疑似患畜の死体は遅滞なく焼却又は埋却しなければいけないことになっているが、病性鑑定又は学術研究の用に供するため知事の許可を受けた場合等は例外扱いとなる。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>次の事項の全てに適合し、防疫上支障がないと判断されること。</p> <p>(1) 死体を移動させる場合は、病原体の散逸のない方法によって行われること</p> <p>(2) 死体を収容する場所には防疫に関する獣医師たる責任者が置かれていること</p> <p>(3) 死体を収容する場所は、他と隔離でき、かつ、昆虫、ねずみ等の出入りが防止できる構造であること</p> <p>(4) 死体及びこれに由来する汚染物品を家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年5月31日、農林省令第35号)別表第2の基準により処理できること</p>			
基準の制定根拠	家畜伝染病予防法、同法施行規則			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	7日以内			
期間の制定根拠	国の指針			